

公益財団法人明るい選挙推進協会
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人明るい選挙推進協会（以下「本協会」という。）の定款第19条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する必要な事項を定めるものとし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 代表理事とは、定款第32条第2項の会長及び理事長をいい、業務執行理事とは、同条第3項の常務理事をいう。
- (3) 報酬とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。ただし、代表理事及び業務執行理事並びに監事に対しては、職務に従事した日に限り1日3万円以内の報酬を支給することができる。

- 2 前項ただし書きに規定する報酬は、毎月17日（休日の場合は、17日より前の最も近い休日でない日）に、前月の職務従事実績に基づき銀行振込みの方法により支給する。

(費用の支払)

第4条 本協会は、役員等が職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なくこれを支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、別に定める旅費規程に基づいて支払うことができる。

(公表)

第5条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。